

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員 尾田正則  
同 藤原 晃  
同 須見 矩明  
同 井上 武

### 定期監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

##### 1 対象部課等

企画政策部 企画政策課、SDGs推進室、都市計画課、広報広聴課、秘書課

##### 2 対象期間等

令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行した財務に関する事務

#### 第2 監査の実施期間

令和7年1月17日から令和7年3月26日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

#### 第4 監査の結果

企画政策部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
企画政策課 SDGs推進室							
都市計画課	1		1				2
広報広聴課							
秘書課		1					1
合計	1	1	1				3

### ○都市計画課

#### 収入事務

#### 1 貸付金元利収入について、調定ができていないものがあった。

- ・徳島都市開発株式会社貸付金元利収入

歳入の調定は、事後調定にあたるものを除き、納入通知及び収納に先立って行われるべきところ、調定が行われていなかった。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

#### 契約事務

#### 2 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

- ・徳島県都市計画用途地域変更検討業務委託契約

契約期間：令和5年6月30日から令和7年3月31日

契約金額：5,830,000円

市長決裁としており、決裁権者は適切であったものの、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

### ○秘書課

#### 支出事務

#### 1 旅行命令の取消手続が適正でないものがあった。

- ・第94回全国市長会議及び令和6年度全国広域連合長会議への出席取消にかかるキャンセル料について

会議への出席を取り消し、キャンセル料を支出しているが、職員旅費支給条例に基づき、旅行命令を取り消すには書面にて行うべきところ、書面が作成されていなかった。

職員旅費支給条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。